

東興産業株式会社に対する指示の内容

1. 東興産業株式会社が販売しているすべての食品について、直ちに表示の点検を行い、今般違反が確認された生鮮畜産物を含め、不適正な表示の商品を発見した場合には、速やかに表示基準に従って適正な表示に是正した上で販売すること。
2. 東興産業株式会社が販売した生鮮畜産物の一部に、品質表示基準で定められた遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、東興産業株式会社における食品表示制度に関する認識が欠如していたこと及び品質表示内容の確認とその管理体制に不備があると考えざるを得ないことから、これらを含めた不適正表示の原因の究明及び分析を徹底すること。
3. 2の結果を踏まえ、東興産業株式会社における品質表示に関する責任の所在を明確にするとともに、社内における品質表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施すること。
4. 東興産業株式会社の全役員及び従業員に対して、品質表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
5. 1から4までに基づき講じた措置について、平成21年5月25日までに農林水産省関東農政局長あて提出すること。